

令和4年度 指導訪問実施要項

静西教育事務所

1 基本的な考え方

学校の指導力の向上及び市町教育委員会の主体性の向上をねらいとして、公立小中学校に対して指導訪問を実施する。

指導訪問では、学習指導要領の趣旨の下、各学校の主体性を生かし、静西教育事務所地域支援課指導担当職員（以下「職員」とする）による専門的・技術的な指導と助言を行うことを通して、学校全体の授業力向上、校内研修の活性化及び学校における教育力の向上に向けた支援を行う。

また、市町教育委員会との協力関係を確立し、各学校の実態を把握するとともに、実態に応じた有効な支援を行う。

2 指導訪問の枠組

- (1) 静西教育事務所管内の学校を2グループに分け、隔年で指導訪問を行う。令和4年度は、令和3年度に指導訪問を行わなかった学校を対象として指導訪問を行うことを原則とするが、各市町教育委員会と協議の上、訪問校を決定する。（当該年度に実施しない場合は、翌年度、必ず実施する。）
- (2) 訪問期日は、静西教育事務所が年度当初に提示する。
- (3) 訪問期間は、原則として令和4年5月研修主任研修会終了後から1月までとする。

3 訪問する職員

- (1) 原則として、地区担当職員が訪問する。
- (2) 小学校18学級（含特別支援学級、通級指導教室）以上及び中学校12学級（含特別支援学級、通級指導教室）以上の学校は、原則として2人の職員が訪問する。
- (3) 小学校31学級（含特別支援学級、通級指導教室）以上及び中学校27学級（含特別支援学級、通級指導教室）以上の学校は、訪問する職員の人数を3人にすることもできる。該当校には、前年度中に静西教育事務所から連絡し、学校と協議の上、訪問する職員の人数を決定済みである。

4 指導訪問における授業

- (1) 公開授業（1～2単位時間）及び中心授業（1単位時間）を行う。
- (2) 中心授業は、訪問する職員が担当する教科及び領域（以下、「担当教科等」とする）で行うことを原則とする。学校のやむを得ない事情（学校の人事上の課題等）により、訪問職員の担当教科等で行うことができない場合、学校は事前に市町教育委員会を通して地域支援課指導監に連絡する。訪問職員が特別支援教育担当の場合、特別支援学級で中心授業を行う。
- (3) 2人の職員が訪問する場合にあっては、二つの中心授業を設定する。また、3人の職員が訪問する場合にあっては、三つの中心授業を設定する。学校のやむを得ない事情（学校の人事上の課題等）により、訪問職員数と同数の中心授業を設定することが困難な場合には、学校は事前に市町教育委員会を通して地域支援課指導監に連絡する。
- (4) 放課後の全体研修は、中心授業に基づいた内容で行う。

5 訪問日の決定

静西教育事務所から、各市町教育委員会を通して、「令和4年度 指導訪問計画校一覧」を学校に通知し、調整後に決定する。

6 訪問当日の内容、日程

訪問当日の内容、日程については、「令和4年度 指導訪問実施の手引き」を参照する。

7 その他

- (1) 事前の連絡と提出物については、「令和4年度 指導訪問実施の手引き」を参照する。
- (2) 学校、教育委員会及びその他教育関係団体の要請に応じる「学校等支援研修」については、「令和4年度静西教育事務所地域支援課による学校等支援研修実施要項」に定める。